

奄美市議会の議員定数・報酬等の在り方（案）について

1. 議員定数について

・議員定数の在り方の案

現在より減らすのが適当 20人

※ 議員定数は、現行の22人から2人削減し、次期選挙から20人とする。

・議員定数の在り方の考え方

- 全国的に地方都市の人口減少が進んでおり、奄美市においても同様に人口減少がすすんでいる。これにもない議員定数についても減少傾向にあり、類似都市として比較した人口3万5千人～4万5千人規模の72市における議員定数は最大で22人、最小で13人、平均で18人との結果であった。また市民アンケート回答結果による議員定数の平均は18.262人であった。
- しかしながら、委員より、飛び地合併であることや定数削減による民意反映機会の喪失等に対する懸念も示されていることから、次期選挙に焦点を絞り議員定数を20人とする案を県内19市の人口規模、財政規模、市町村民所得推計、人口密度等の比較から検討した。
- 県内19市においては、奄美市同様定数、報酬見直しの議論が複数の団体で進められている。奄美市は19市中人口規模8位、財政規模6位、市町村民所得推計額（雇用者報酬）7位、人口密度12位の規模となる。議員定数は現状6位となるが、他団体の定数見直しの状況を反映すると、次期改選時定数を22とした場合は県内5位の定数となる。これに対し定数を20人に見直した場合、次期改選時に県内6位の定数規模となる見込みであることから、他団体との比較や各委員の考えを集約した定数の在り方として20人とした。

2. 議員報酬について

・議員報酬の在り方の案

もっと多いほうがよい 36.0万円

※ 議員報酬は、現行の月額32万1千円から3万9千円増額し、次期選挙後から月額36万円とする。

・議員報酬の在り方の考え方

- 奄美市の議員報酬は、旧名瀬市において平成13年に定めた現行額について、これまで25年にわたり改定が行われていないところである。この間、社会情勢の変動により首長給をはじめ職員給についても逐次の見直しが行われている。
- 過去に市議会議長会から、市議会議員の報酬額について、大都市は市三役級の平均給、局・部制を施行している市は局・部長級に相当する額、課長制の市においては、課長級に相当する額をもって議員の報酬基準額とすることを原則とするとの考えが示されている。
- これにより、本市議会議員の報酬を職員給と比較したところ、部制を施行している本市においては部長の給料表の最低額（月額40万8千円）を下回る状況となっている。この関係を踏まえた額として各委員からの職員給との均衡を図る意見も踏まえて今回の議員報酬額を月額36万円とした。

3. 費用弁償について

・費用弁償の在り方の案

新たな基準を検討し支給する

※ 費用弁償は、現在支給しないこととしているが、次期選挙後から新たな基準を検討し、会議規則に定める定例会等の出席にあたっては、2キロメートル以上の移動について、車賃（バス運賃）の実費を支給することとする。

・費用弁償の在り方の考え方

- 奄美市合併当初、奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定により、住用、笠利在住の議員に対し、議会本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（各委員会の閉会中審査を含む。以下、会議等という。）の会議に出席したときは、費用弁償として1日につき2千円を支給されていたが、平成24年3月に廃止されている。
- 市民アンケートにおいては、現状のまま支給しないとの意見が多くあり、また、委員より過去の議会での議決を重く受け止め、不支給を続けるべきとの意見が強く出された一方、奄美市を除く全ての県内他市においては、費用弁償の支給が行われていることから、物価高騰などの社会情勢の変化している状況を鑑みた、議員の移動負担への配慮を求める委員からの意見が多数であった。
- このことから、費用弁償について新たな基準を検討し支給することとし、費用弁償の支給にあたっては、車賃（バス運賃）の実費を計算の基本として、新たな基準として、会議規則に定める定例会等の出席にあたっては、2キロメートル以上の移動について、議員の住所地の最寄りのバス停より奄美市役所前バス停までの車賃（バス運賃）の往復額を一日当たりの実費相当額として支払うことを基本とする。

※ 奄美市議会の議員定数・報酬等の在り方（案）の考え方等の詳細については、別紙の「議員定数・報酬等特別委員会中間報告書」をご確認ください。

(別 紙)

令和8年3月26日

奄美市議会議長 多田 義一 殿

奄美市議会
議員定数・報酬等特別委員会
委員長 伊東 隆吉

議員定数・報酬等特別委員会中間報告書

本委員会において調査中の事件について、会議規則第45条第2項及び同規則第110条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 付託事件
議員の定数及び報酬等に関する調査について
- 2 委員会の開催日
令和6年12月13日、令和7年2月13日、6月30日、11月19日、12月16日、令和8年1月14日、30日、2月5日、12日、18日、3月10日
(全11回)
- 3 調査及び検討の結果
委員間の協議により調査事項及び検討事項についてそれぞれ論点を次の通り整理し調査検討を行った。
 - (1) 調査事項について
 - ア 奄美市議会における議員定数・報酬改正の経緯について
 - A) 議員定数について
奄美市議会の議員定数は、平成18年3月20日の市町村合併当初の議員定数として、合併協議の結果30人と定められた。ただし、実人数については、合併市町村の在任特例として、合併前の名瀬市、住用村、笠利町の議員43人で発足し、同7月には定数を4人減の26人に削減。その後、平成22年4月に2人減の24人。平成30年に2人減の22人となり、現在に至っている。

B) 議員報酬について

奄美市議会の議員報酬は、市町村合併当初の議員報酬として321,000円と定められた。これは、合併市町村の中で最高額である平成13年7月に定められた旧名瀬市の議員報酬にそろえたものであり、20年にわたり据え置かれたままとなっている。

イ 法令の動向や他議会との比較調査（全国・県内・類似団体等）

比較調査にあたっては、奄美市の類似団体として、全国市議会議長会資料を基に、人口3万5千人から人口4万5千人規模の72団体を抽出し、その議員定数と議員報酬について比較を行った。比較の結果、奄美市の議員定数は72団体中2位、議員報酬は58位となっていた。なお、72団体の議員定数の平均値は18人、議員報酬の平均値は351,632円であった。

あわせて、県内19市議会議員の議員定数と議員報酬について比較を行った。比較の結果、奄美市の議員定数は19団体中6位、議員報酬は5位の結果であった。

ウ 市政の現状と課題、将来予測と展望等（人口、面積、財政力等）

市政の現状と課題として、平成17年から令和32年にかけての国勢調査人口推移と将来人口推計のデータを確認した。データによれば、平成17年に4万9617人であった人口が令和2年には4万1390人となり、令和32年には2万6905人となる推計結果が示された。

また、奄美市を含む県下19市における、面積が9位、人口密度が12位、歳出決算額が6位、市町村民所得が7位となるなどのデータについて比較整理をおこなった。

エ 専門家等を招聘し地方議会の動向に関する研修会の開催

全国市議会議長会より講師を招聘し、「地方議会における議員定数・報酬等の在り方について」と題した研修会を開催した。全国的な議会に関する調査結果を元に、議員定数や報酬の現状、議員の男女比や年齢構成などの変遷、全国的な課題となっている無投票当選者の割合についてなど、説明があった。

オ 市民アンケートの実施

令和7年9月1日（月）から10月30日（金）にかけて市民アンケートを実施した。766件の回答が寄せられた。

アンケートの結果、議員定数については、77.02パーセントが減らすのが適当だと思うとの回答であり、定数の平均値は18.262人との結果であった。議員報酬については、現状のままだがよいが37.2パーセント、もっと多いほうがよいが30.28パーセントで、報酬の

平均値は32.89万円だった。費用弁償の在り方は、現状のまま支給しないが52パーセントで最多となり、次いで新たな基準を検討し支給が33パーセントだった。

(2) 検討事項について

ア 議員定数の検討

A) 議員定数の在り方の案

議員定数は、現行の22人から2人削減し、次期選挙から20人とする。

B) 議員定数の在り方の考え方

○ 全国的に地方都市の人口減少が進んでおり、奄美市においても同様に人口減少がすすんでいる。これにともない議員定数についても減少傾向にあり、類似都市として比較した人口3万5千人～4万5千人規模の72市における議員定数は最大で22人、最小で13人、平均で18人との結果であった。また市民アンケート回答結果による議員定数の平均は18.262人であった。

○ しかしながら、委員より、飛び地合併であることや定数削減による民意反映機会の喪失等に対する懸念も示されていることから、次期選挙に焦点を絞り議員定数を20人とする案を県内19市の人口規模、財政規模、市町村民所得推計、人口密度等の比較から検討した。

○ 県内19市においては、奄美市同様定数、報酬見直しの議論が複数の団体で進められている。奄美市は19市中人口規模8位、財政規模6位、市町村民所得推計額（雇用者報酬）7位、人口密度12位の規模となる。議員定数は現状6位となるが、他団体の定数見直しの状況を反映すると、次期改選時定数を22とした場合は県内5位の定数となる。これに対し定数を20人に見直した場合、次期改選時に県内6位の定数規模となる見込みであることから、他団体との比較や各委員の考えを集約した定数の在り方として20人とした。

C) 委員からの意見

○ 現在の22人が適当とする意見

- ・ 奄美市は「飛び地合併」議員減により市民の声が届きにくくなることが懸念される。
- ・ 多すぎてもダメ、少なすぎてもダメ。人口と行政区域を考えて市民の声が市政に届くように。
- ・ 社会情勢、科学の進歩などで情報量が多くなっている。多種多様な考え方を持ち議員構成が望ましい。特に奄美市は、住用、名瀬、笠利とそれぞれ特徴があり、範囲も広いことから現状維持。

- ・ 常任委員会が審議・調査能力を発揮し、議論するには、現在の数が必要であるため。
- ・ 合併して20年近くなるが、3地区（住用・笠利・名瀬）の民意を吸い上げ市政に反映させていく力が十分に発揮できていない。
- ・ 現在、議会常任委員会の構成人数は7、8人である。議員間討議等考えると、最低現状維持すべきと思う。
- 現在より減らすのが適当とする意見
 - ・ 行財政の効率化。人口有権者の減。議会の機動性向上。
 - ・ 市民のアンケートの声を踏まえつつ、議会活動に支障が出ない範囲として、2名減が現実的だと感じる。
 - ・ 市民アンケート調査の意向や5年後10年後の人口動態を見据え。
 - ・ 人口規模に適当な定数を考えた場合、2人減が適当かと。全国5万人未満（一市あたり平均16.8人）
 - ・ 市民アンケートでも多数の意見。それが民意である以上減らすべきである。20名の理由としては、議会常任委員会の運営監視審査をするうえで少なすぎるのもよろしくない。多数の目線、意見は保つべき。
 - ・ 人口減少の影響と類似自治体との比較。少人数制による議員の資質の向上と士気の向上。
 - ・ 現在の奄美市の人口約4万人弱、さらに今後の人口減少も考慮すると人口に適した議員数(18人/人口5万人以下)を議論する必要があるが、同時に市民が議員・議会に求める役割は議員一人一人の責任と質及び議会の権威と資質である。その為にも多くの機会を通して議員・議会の質の向上を目指すために努めるべき。

イ 議員報酬の検討

A) 議員報酬の在り方の案

議員報酬は、現行の月額32万1千円から3万9千円増額し、次期選挙後から月額36万円とする。

B) 議員報酬の在り方の考え方

- 奄美市の議員報酬は、旧名瀬市において平成13年に定めた現行額について、これまで25年にわたり改定が行われていないところである。この間、社会情勢の変動により首長給をはじめ職員給についても逐次の見直しが行われている。
- 過去に市議会議長会から、市議会議員の報酬額について、大都市は市三役級の平均給、局・部制を施行している市は局・部長級に相当する額、課長制の市においては、課長級に相当する額をもって議

員の報酬基準額とすることを原則とするとの考えが示されている。

- これにより、本市議会議員の報酬を職員給と比較したところ、部制を施行している本市においては部長の給料表の最低額（月額 40 万 8 千円）を下回る状況となっている。この関係を踏まえた額として各委員からの職員給との均衡を図る意見も踏まえて今回の議員報酬額を月額 36 万円とした。

C) 委員からの意見

- 現状のままがよいとする意見
 - ・ 貧富の格差がおさまらず、奄美は低所得者が多い状況で、もう少し低所得者への対策が行きわたったときに考えること。
 - ・ あまり少なくすると、議員の成手不足が生じて結果的に、政治のレベルが落ちて世の中がダメになる。政治の質の向上を図るべき。
 - ・ 地域の景気も低迷しているなか、我々の報酬UPは忍びない。申し訳ない。
- もっと多いほうがよいとする意見
 - ・ 物価高騰や、私は年金受給しており報酬は現状でも良いが若手議員のこと考えれば多いほうが良い。
 - ・ 議員活動に専念できる1つの要因となる。今後の成り手不足の解消につながる。
 - ・ 報酬が低い場合、若い世代、子育て世代が、議員に挑戦しにくい。
 - ・ 議員のなり手不足と、子育てまっさかりの若手議員が存分に活動し、生活出来るだけの報酬は必要であると思う。
 - ・ 最近の景況は、物価高騰、所謂インフレ状態である。議員活動範囲等考慮すべきと思う。
 - ・ 子育て世代や若い世代等の立候補者を増やしていくため。
 - ・ 定数削減だけだと、なり手不足になると思う。若い議員を増やすためにも必要である。議員報酬は適正に考えるべきである。
 - ・ 若い世代（子育て中）が手を上げやすい、議員の収入だけでやっていく為には、もう少しあった方がいいと感じる。そういう手当でもいいのかも。
 - ・ 若い方や女性の立候補者が参画を志望が増加すると思われる。報酬が現在より増額することで、立候補者も増える可能性大。
 - ・ 議員活動をする上で人とのつながりは多岐にわたる。情報交換の場等政務活動費として計上できない事もふえる。今後、若い世

代が参入するとなれば、今の現状では大変だと思う。

- ・ 成手不足の解消と今後高騰していく物価高や人件費の高騰に対応する為。
- ・ 子育て世代・現役世代など幅広い年齢層からの議会参画ができる環境を整えること。活動には経費が必要。より活動を活発化するためには安定した報酬が必要。
- もっと少なくても良いとする意見
 - ・ 郡民の平均所得と同じように年 300 万。報酬 30 万円→議員のボーナスをカットする。

ウ 費用弁償の検討

A) 費用弁償の在り方の案

費用弁償は、現在支給しないこととしているが、次期選挙後から新たな基準を検討し、会議規則に定める定例会等の出席にあたっては、2キロメートル以上の移動について、車賃（バス運賃）の実費を支給することとする。

B) 費用弁償の在り方の考え方

- 奄美市合併当初、奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定により、住用、笠利在住の議員に対し、議会本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（各委員会の閉会中審査を含む。以下、会議等という。）の会議に出席したときは、費用弁償として1日につき2千円を支給されていたが、平成24年3月に廃止されている。
- 市民アンケートにおいては、現状のまま支給しないとの意見が多くあり、また、委員より過去の議会での議決を重く受け止め、不支給を続けるべきとの意見が強く出された一方、奄美市を除く全ての県内他市においては、費用弁償の支給が行われていることから、物価高騰などの社会情勢の変化している状況を鑑みた、議員の移動負担への配慮を求める委員からの意見が多数であった。
- このことから、費用弁償について新たな基準を検討し支給することとし、費用弁償の支給にあたっては、車賃（バス運賃）の実費を計算の基本として、新たな基準として、会議規則に定める定例会等の出席にあたっては、2キロメートル以上の移動について、議員の住所地の最寄りのバス停より奄美市役所前バス停までの車賃（バス運賃）の往復額を一日当たりの実費相当額として支払うことを基本とする。

C) 委員からの意見

- 現在のままでよいとの意見内容
 - ・ 報酬を増額するのであれば、現状のままでよい。
 - ・ 笠利の議員 OBの方が決めた事を変えるのはどうかと思う。
 - ・ 合併後、住用、笠利の議員間で協議し、合意のもとその結果をふまえて費用弁償は廃止されたので、議会での議決、決断は大変重いものである。
 - ・ 奄美市合併当初、43人の議員で協議の上、交通費を笠利、住用在住議員へ支給。その後支給議員より、全議員同等との事で、協議。結果、支給停止となる。
 - ・ 対等合併という制約を順守すべきだと思う。
- 廃止前と同様の支給に戻すのが適切
 - ・ 報酬が上がる事であれば同一基準が妥当。
- 新たな基準を検討し支給するのが適切な意見内容
 - ・ 鹿児島県 19市は、奄美市以外は費用弁償を支給されている。新たな基準を設けることによって議員の活動が増やせると思う。
 - ・ 現状、遠くから来ている議員にとって、平等ではないと思う。ガソリン代等や名瀬在住の方よりも時間も前倒しで行動しなければならない。時間も価値に値する。
 - ・ 議会、委員会、市から案内行事等の回数を考えれば、ガソリン代の負担を軽減する上で新たな基準の検討をお願いする。
 - ・ 廃止時と現在では、色んな面で変化が生じている。
 - ・ 個人的には、一度廃止した費用弁償を復活させることは至難な事だと考える。

4 議員定数・報酬等の在り方（案）に関するパブリックコメントの実施

今回取りまとめた議員定数・報酬等の在り方（案）について、市民からの意見を次の要領で募集する。

(1) 意見募集の対象について

議員定数・報酬等の在り方（案）について、議員定数、議員報酬、費用弁償の案について意見を募集する。

(2) 意見募集の期間

令和8年3月26日（木）から4月24日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(3) 意見提出対象者

ア 本市に住所を有する方

(4) 閲覧方法について

次のいずれかの方法で計画改定案をご覧ください。

- ア 本市ホームページ
 - イ 次の奄美市役所窓口（8時30分～17時まで・土、日、祝祭日を除く）
 - A) 名瀬総合支所7階議会事務局（奄美市名瀬幸町25番8号）
 - B) 住用総合支所3階地域総務課（奄美市住用町大字西仲間111）
 - C) 笠利総合支所2階地域総務課（奄美市笠利町大字中金久141）
- (5) 意見提出方法及び提出先
- 意見を提出する方は、インターネットまたは下記の意見提出用紙に必須事項を記入し、次のアからエまでのいずれかの方法により提出する。
- ア インターネットによる提出
 - A) スマートフォンでの回答
 - B) パソコンからの回答
 - イ 郵送による提出
 - 市のホームページからダウンロードした、もしくは閲覧場所に備え付けの意見提出用紙に記入し郵送する。
 - ウ 電子メールによる提出
 - 市のホームページからダウンロードした意見提出用紙に記入し、奄美市議会のアドレスに送信する。
 - エ 直接持参による提出
 - 市のホームページからダウンロードした、もしくは閲覧場所に備え付けの意見提出用紙にご記入の上、(4)イに記載された各窓口へ直接持参いただく。
- (6) 個人情報の取扱い
- ア 住所、氏名等の個人情報については、この意見募集のためのみ利用する。
 - イ 提出されたご意見の公表に際しては、これらの個人情報は一切公表しない。
- (7) その他
- 提出された意見は、議員定数・報酬等の在り方の取りまとめにあたり、十分に検討する。なお、意見等に対する個別の回答は行わない。

5 特別職報酬等審議会の開催の要請

議員定数・報酬等特別委員会中間報告書を市長へ提出し、特別職報酬等審議会の開催を要請するとともに、議会における考えを取りまとめた、議員定数・報酬等の在り方（案）についてその審議の参考とされるよう要望する。